

移住者合格後の注意事項

昭和三十七年九月

移住者合格後の注意事項

(財) 日本海外協会連合会

000
24
EA



昭和三十七年九月

移住者合格後の注意事項

財団法人 日本海外協会連合会

JICA LIBRARY



1023807[9]



国際協力事業団

受入 月日	'84. 8. 21	000
		234
登録No.	13411	EA

合格通知書を受取つた人はすぐ

旅券の申請をして下さい!!

海外移住のためには何をおいてもこの手続から始めないと予定の船に乗れない場合があります。

合格通知はこの手続のため発行するのですから通知を受取つて一週間以内に理由なく旅券の申請をしない人は中止とみなして乗船計画から除かれる場合があります。

入国許可や査証のために必要な書類も右に続いて至急にととのえな
いと乗船に間に合いません。

受入国の在日領事館では以上のすべての書類は乗船予定日の四十日
以上前に提出することを強く申し入れております。

目次

第一、地元においてなすべきこと	一頁
一、合格後の手続及び諸準備	一
二、旅券の申請	一
三、査証用書類	二
四、手続費用	一
五、移住支度品の大要	三
第二、携行荷物に就て	一六
一、荷物の分類	一六
二、梱包の形態	一七
三、荷物の無賃輸送許容量及び超過運賃	一八
四、特殊荷物	一八
第三、郷里から神戸又は横浜出帆までに要する経費概算及び船中雑費	二〇
一、郷里より神戸又は横浜までの汽車賃	二〇
二、携行荷造費及び運賃	二〇
三、汽車旅行中の雑費	二〇
四、神戸又は横浜到着後の費用	二〇

五、船中雑費	二二三
第四、神戸又は横浜移住あつせん所、入退所及び所内行事	二二三
一、入所	二二三
二、入所中の注意	二二三
三、教養	二二三
四、予防注射	二二三
五、旅券査証	二二四
六、諸契約の締結	二二五
七、携行金の処理	二二六
八、税関検査	二二六
九、退所及び乗船	二二七
第五、移住者送出国係機関の所在地	二二七
一、神戸移住あつせん所	二二七
二、横浜移住あつせん所	二二七
三、日本海外協会進合会	二二七

移住者合格後の注意事項

第一、地元においてなすべきこと

一 合格後の手続及び諸準備

合格通知は、府県海外協会を通じて速達で送付される。合格通知を受けた者はかねて準備して置いた左記書類を取揃えて直ちに各居住地の都道府県旅券担当課に対し旅券下附申請の手続をすると共に査証関係書類を提出する。これが遅れると査証その他後日乗船に間に合わぬことが起るので特に注意する必要がある。旅券申請を終わつた者は入所までの期間を有効に利用し、地方海外協会とも相談の上、財産の整理、携行資金の準備、携行荷物の整備その他移住に必要な準備を進める。

二 旅券の申請 この申請に要する書類は左のとおりである。

- (イ) 旅券下附申請書 この用紙は府県庁の旅券担当課で交付される。(正副二通)
- (ロ) 身元申告書 この用紙は府県庁の旅券担当課で交付される。
- (ハ) 戸籍謄本 旅券一通に付一通 六カ月経過せるものは無効
- (ニ) 写真 真旅券一通に付二枚 (5cm×7cm 貼付の際 5cm×5cm 2枚)
- (ホ) 合格通知書 (正) 一通 (未成年者単身渡航は親権者後見人の同意書添付)
- (ヘ) 健康診断書 (ハ)の書類提出のとき提示して身長その他記載事項の確認を受ける。
- (ニ) 旅券下付料 一通に付二〇〇円各府県海外協会に下付料を預け、預り証正副を受取り、正本は移

住あつせん所入所の際持参す。副本は旅券担当課に前記申請書と共に提出する。
旅券申請は、当会より発給される合格通知書正本を入手しだい、県海外協会の指導により一週間以内
にすること、この期日に遅れたものは中止とみなし合格を取消すことがある。

「注」アルゼンチンの計画移住者の場合、満十才以上の男女は、すべて単独旅券を申請せねばならな
い。

三、査証用書類

査証に必要な書類及び手続は次のとおりである。査証手続用書類は、当該県海外協会の指導に従い作成
し、指定日までに提出しなければならない。県海外協会は、原則として、神戸と横浜の両移住あつせん所
のいずれに入所するかを問わず、当会査証係へ回送することになっている。ただし、期日が切迫した場合
等例外として当該移住あつせん所へ直送、あるいは携行してよいこともあるが、この場合は当会査証係よ
り特にその旨の連絡がある。

なお、査証手続書類は乗船日の四〇日前までに当会業務部業務第一課へ必着するよう作成し送付しなけ
ればならない。期日に遅れたものは乗船を次船に延期されることがある。

(イ) ブラジル国計画移住者の場合 (INIC 扱)

○無犯罪証明 満十八才以上の男女に付英文各二通 (警察にて発行十頁注参照のこと)。

○写 真 旅券一通に付各四葉 (Sixteen) 背景は必ず純白、影のあるものは原版に修正黒
ニス塗り焼付けの際純白とすること。なお、写真裏面に必ず氏名を記入すること。

○農業従事証明又は他の職業証明書 (技術者等の場合) 満十八才以上の男女に付各一通 (市町村長発
行)。

○職業証明書及身上申告書（九頁参照）

○健康証明及び種痘証明 伯国大使館指定様式のもの各人に付各二通。（用紙は連合会指定のもの）。

○国際様式種痘証明書各人に付一通。

○善行証明書 満十八才以上の男女に付各一通（市町村長発行）。

○渡航同意書 家族の内に、家長と同一戸籍にあらざる未成年者がある場合、未成年者の親権者あるいは後見人が同人の海外渡航に同意する旨を記載した同意書を各二通作成（市町村長の認証を取付け、送付のこと。用紙は各県海外協会発給）。

○渡航費貸付契約同意書 家族の内に、家長と同一戸籍にあらざる未成年者がある場合、未成年の親権者あるいは後見人より、同人が渡航費貸付契約を締結することに同意する旨の同意書各二通を作成（市町村長の認証を取付け、送付のこと。用紙は、各県海外協会発給）。なお、この場合、親権者あるいは、後見人の印鑑証明書と戸籍謄本をそれぞれ一通あて別に必要とする。

○後見開始事実証明書 家族の内に、家長と同一戸籍にあらざる未成年者で、親権者のない者すなわち後見人によつて同意書を作成する場合、後見人の後見開始の事実証明書を各二通作成（市町村長の認証を取付け送付する）。

○生活保証金携行証明書（各府県海外協会発行）各家族ごとに一通。
なお、左の移住者については次の書類を必要とする。

養蚕移住者 養蚕技術証明、満二十才以上の男女に付各一通（市町村長発行）。

コチア単独移住者 労務契約書、各人三通（農協発行）。

(四) アルゼンチン国移住者の場合

○指名呼寄移住者で入国許可書類の入手済みの者は、入国許可書に指定される区分に従い、査証に必要な書類及び手続は、次のとおりであるが、東京査証の場合、健康証明等は、東京聖路加国際病院にて神戸の場合は神戸市置塩医院及び山本眼科にてそれぞれ再度検診を受けねばならぬので、査証手続書類は、乗船日の四〇日前までに当会へ必着するよう送付せねばならない。

A アルゼンチン国指名呼寄移住者の場合

○無犯罪証明 満十五才以上のものに付東京査証の場合は英文各一通神戸査証の場合は各二通（警察にて発行十頁注参照）

○種痘証明 (地方では不用、神戸又は東京で通用指定医の再検診を受ける際作成)

○国際様式種痘証明書 ()

○写真 各人に付各五葉、

○健康証明 各人に付一通

○胸部レントゲン写真 四ツ切 各人に付各一枚(幼児についても同様)医師の英文所見を添付す。

○戸籍謄本 一族に付一通。ただし家族と同一戸籍にあらざる同伴者も各一通神戸査証の場合には単身者は戸籍抄本一通。

○農業従事証明書又はその他の技術証明書 プエノスアイレス市近郊百軒以内に移住するものについては特殊技術の証明が必要各一通(必ず市町村長の証明印がなければいけない)。

○渡航者調書 満十五才以上の男女に付各一通(推せん調書と共に提出済みのものは重複不用)。

○渡航同意書 同伴未成年者は、親権者あるいは、後見人の渡航に同意する旨の同意書を各二通

(三頁)同意書の項参照のこと。

- 渡航費貸付契約同意書 同伴又は単身渡航する未成年者は、親権者あるいは、後見人の渡航費貸付の契約締結に同意する旨の同意書を各二通(三頁)○貸付契約同意書の項参照のこと。
- 後見開始事実証明書、同伴未成年者で、後見人による場合、後見開始の事実証明書を各二通(三頁)○事実証明書の項参照のこと。

B アルゼンチン国計画移住者の場合

- 居住証明書 各家族ごとに一通。家族全員の付併記するが、添付の写真は満十才未満のものは、実父母と共に撮影してもいいが、満十才以上の者は必ず単独の写真をとること。大きさは旅券査証のものと同型のものであること(この点、満十五才以下併記を認める日本旅券の場合と相違するから注意のこと)。(用紙府県海外協会発給)

- 戸籍謄本 家族ごとに各一通。神戸査証は二通単身者で神戸査証の場合は戸籍抄本を三通入国後の手続における各人別の認識手帖申請の際、各人別に証明が必要であるので、前記満十才以下又は日本旅券の併記者も全員各人別の抄本一通宛必要とする。

- 無犯罪証明書 満十五才以上の男女に付英文各一通。(神戸査証の場合は各二通)。

- 満行証明書 満十五才以上の男女に付各一通(市町村長発給)。

- 農業従事証明書 満十才以上の男女を連記し一世帯一通神戸査証の場合は二通家長のみ記入、(市町村長発給)。備考欄に栽培種を明記

- 国際様式種痘証明書 指定日赤病院にて作成

○健康証明書(西文) 各人別各一通。各地日赤病院の証明によること。

○無トラコーマ証明書(西文) 各人別各一通。各地日赤病院眼科医証明のもの。

○適格証明書(西文) 各人別一通

○写真 真 年令のいかんをとわず各人別五葉

○渡航同意書 同伴未成年者は、親権者あるいは、後見人の渡航に同意する旨の同意書を各二通 (三頁) 同意書の項参照のこと。

○胸部レントゲン写真 四ツ切各人に付各一枚 (幼児についても同様) 横浜査証の場合は右のほか肺先撮影ハツ切フィルム各人一枚必要とする。

○渡航費貸付契約同意書 同伴未成年者は、親権者あるいは、後見人の渡航費貸付の契約締結に同意する旨の貸付契約同意書を各二通 (三頁) の貸付契約同意書の項参照のこと。

○後見開始事実証明書 同伴未成年者で、後見人による場合後見開始事実証明書を各二通 (三頁) 事実証明書の項参照のこと。

○領事申告票 満十才以上の男女に付各二通。所定の個所に署名すること。(用紙は連合会発給)

○パラグアイ国移住者の場合 (移住あつせん所入所の四〇日前までに当会必着のように送付せねばならない)。

アルゼンチン国通過入国一般開拓移住者の場合 (C A F Eを除く)

○国際様式種痘証明書 各人に付一通。

○健康証明

英文にて記入 (なるべくクイ
ア使用のこと) 記載要領は各
地日赤病院 (昭和三十五年十
二月七日付衛医第三七〇号の
一にて通知済)

○無犯罪証明 満十八才以上の男女に付和文各一通（警察にて発行、十頁注参照のこと）。

○写 真 旅券一通に付各六枚（二頁写真の項参照。内、三枚は移住あつせん所にて手交する。これは現地到着後、住民登録用であら、本人が携行する）。

○渡航同意書 同伴未成年者は、親権者あるいは後見人の渡航に同意する旨の同意書を各二通（三頁○同意書の項参照のこと）。

○渡航費貸付契約同意書 同伴未成年者は、親権者あるいは後見人の渡航費貸付の契約締結に同意する旨の貸付契約同意書を各二通（三頁○貸付契約同意書の項参照のこと）。

○後見開始の事実証明書 同伴未成年者で、後見人による場合、後見開始の事実証明書を各二通（三頁○事実証明書の項参照のこと）。

○善行証明書 満十五才以上満十七才までの男女に付各二通。

(二) ポリビア国移住者の場合

○伯国通過査証用種痘証明 各人に付各一通（伯国大使館指定様式のもの）。

○国際様式種痘証明書 各人に付き各一通（医師ローマ字サインの下には必ず医院のゴム印押印のこと）。

○伯国通過査証用健康証明 各人に付各一通（伯国大使館指定様式のもの）。

○無犯罪証明 満十八才以上の男女に付和文各一通。

○写 真 旅券一通に付各八枚（伯国通過査証用四枚を含む）。

○渡航者調書 満十五才以上の男女に付各一通（推せん調書と共に提出すみのものは、重複不要）。

○渡航同意書 同伴未成年者は親権者あるいは後見人の渡航に同意する旨の同意書を各二通（三頁

○同意書の項参照のこと。

○渡航費貸付契約同意書 同伴未成年者は、親権者あるいは後見人の渡航費貸付の契約締結に同意する旨の貸付契約同意書を各二通（三頁）○貸付契約同意書の項参照のこと。

○後見開始事実証明書 同伴未成年者で、後見人による場合、後見開始の事実証明書を各二通（三頁）○事実証明書の項参照のこと。

(例) ドミニカ国移住者の場合（東京査証につき旅券申請と共に作成し入所三週間以前に必着するよう当会に送付する）

○国際様式種痘証明書 各人に付一通。

○健康証明

○写真 真 旅券一通に付各四葉。

○善行証明書 満十八才以上の男女に付各人一通（市町村長発行のもの）。

○ドミニカ国移住者査証関係調書 満十五才以上の男女に付各一通（推せん調書と共に提出すみのものは重複不要）。

(例) ブラジル国指名呼寄及び公募による呼寄移住者（I N I C 以外の場合には左の書類を当会に送付すること、入国許可取付は四〇日前に申請の要あり）。

○ヘボン式ローマ字サイン 満十五才以上の男女に付各一通。

○農業従事証明 満二〇才の男子に付各二通（併記不可）女子も満二十才以上で家長と異なる戸籍にある者は各二通（地方海協サイン入）。

○戸籍謄本 満二十才以上の男子に付各一通、三カ月以内のものであること。女子も同前。（た

だし未成年者でも同一の戸籍にないものはその家族との続柄が判明する謄本（地方海協サイン入）一通を必要とする。

○健康証明書 全員に付二通（三カ月以内に診断したもので、伯国大使館指定様式、指定医証明のもの）。

○種痘証明書 全員に付各二通（三カ月以内に診断したもので、伯国大使館指定様式、指定医証明のもの）。

○国際様式種痘注射証明書 各人に付各一通（三カ月以内に接種したものの同前、黄色のもの）。

○警察の無犯罪証明書 満十八才以上の男女に付英文各二通。

○善行証明書 満十八才以上 各二通（併記不可）。

○渡航者調書 満十五才以上 各一通（推せん書類と共に提出すみものは重複不要）。

○写真 真 旅券一通に付各四葉（Soft Copy）のもので背景は必ず純白のこと。（満十五才未満のもので旅券併記者は、単独にて撮映せず、旅券申請の写真と実父母のいずれかと共に写すこと。義父母は不可）。

○職業証明書及身上申告書 満二十才以上の男子は各一通、家長と同一戸籍にあらざる満二十才以上の女子についても各一通（必ずしも家長と同一職業でなく、実際についた職業について証明すること、本人並に地方海協サイン入）。

○神戸総領事念書及び渡航手続費用承諾書（ブラジル移住者のために）、神戸移住あつせん所入所の者は、一家族に付各一枚家長が署名押印する。單身者も同じ

○渡航同意書 同伴未成年者は親権者あるいは後見人の渡航に同意する旨の同意書を各二通（三頁〇同

意書の項参照のこと。

○渡航費貸付契約同意書 同伴又は単身渡航する未成年者は、親権者あるいは後見人の渡航費貸付の契約締結に同意する旨の貸付契約同意書を各二通（三頁）○貸付契約同意書の項参照のこと。

○後見開始事実証明書 同伴未成年者で、後見人による場合、後見開始の事実証明書を各二通（三頁）○事実証明書の項参照のこと。

(H) 旅券申請については一頁記載のとおり、合格通知書正本を入手しだい早急に申請し、乗船名の決定は後日入国許可を得た後に乗船通知書に乗船名、月日等記入の上通知しますから、財産整理等はこれを確認してから実施して下さい。

(I) 又当会の指示前本人が希望する渡航時期があれば、前記書類の提出と同時に希望乗船名又は乗船月日について、あわせて御連絡下さい。できるだけ希望に添うようにしますが、しかし全体の計画に必ずしも希望どおりには決定できませんから、その点はあらかじめ了承されたい。

(注) 移住者で旅券を提出せず、無犯罪証明（各府県警察本部刑事部鑑識課の発行する犯罪経歴証明書）の発給を申請する際には、府県海外協会より身分証明書（写真を添付したもの）の発給を受け、け当会より合格通知書（副本）に添え各府県警察本部に提出すること。

四 手 続 費 用

(イ) プラシル国計画移住者（INIC 扱）

○旅券下附料

○諸手続用紙代

一通に付

一通に付

一二〇円

一〇〇円

(b) アルゼンチン国呼寄せ移住者

○旅券下附料 一通に付 一二〇円

○認 証 料 (ペソの円貨換算は変動あり、昭和三十七年六月中旬現在の相場)

一、職業(技術)証明書認証料 一通に付三七〇ペソ(一、一七五円)

二、戸籍謄本(続柄証明書)一件に付二二〇ペソ(三八一円)

三、渡航同意書 一通に付三七〇ペソ(一、一七五円)

なお単独及び同伴未成年者で、親権者のない者、すなわち後見人によつて渡航同意書を作成する場合、市町村長の証明せる後見開始事実証明書の認証料は一件に付三七〇ペソ(一、一七五円)である。

(c) アルゼンチン国計画移住者

○旅券下附料 一通に付 一二〇円

○認証料は呼寄せ移住者と同じ

(二) パラグアイ国移住者(アルゼンチン国通過) フラム及びアルトパラナ地区入植者の場合

○旅券下附料 旅券一通に付 一二〇円

○パラグワイ国査証用 健康診断書西文翻譯料一人に付一通三〇〇円

(a) ボリビア国移住者(ブラジル国通過)

○旅券下附料 一通に付 一二〇円

○査 証 料 移住協定によるもの 無料

指名呼寄せの場合 旅券一通に付三、八〇〇円

○ブラジル国通過査証料 旅券一通に付 二ドル(七三〇円)

(4) ブラジル国呼寄移住者

○査証料旅券一通に付一、八二五円査証の提出が遅れた場合超過勤務査証料一ドル(三六五円)を追求されることがある。なお本移住者の旅券査証は旅行あつせん業者に取扱わせるが、手数料は協定料金(一通に付三、五〇〇円)による。

五 移住支度品の大要

海外移住者はいわゆる洋行者ではないのだから、その支度に当つて華美を排し、開拓あるいは雇用の実生活に即した必需品を揃えることに心がけねばならない。

そして現在手持の品物をそのまま持参し、必要な物のみを新たに買い整え、家財整理によつて得た金は、できるだけ営業資金に振り向けることが望ましい。新規に購入する場合は、いなかより神戸あるいは横浜の方が概して安く手にいれることができる品物もある。

しかしながら移住者の携行荷物として受入国で無税通関を認められているのは、生活のため直接必要な家財引越荷物並に職業用具であつて、既入植者から依頼された托送品等は、支度品とは認められない。托送品は受入国から見れば密輸入品であつて、日本人移住者が密輸の手伝いをしているといふ風説が生じ、ブラジル、ボリビア、ドミニカ等でも将米の日本人受入に悪影響を及ぼしているから注意を要する。

(4) 生活用品

現在手持の台所用品及び食事用品を持参すること。とくに瀬戸引、又はアルマイトの普通洋食皿、スプーン、フォーク、ナイフが必要である。尚食器類を新調する場合は瀬戸モノはやめて、瀬戸引又はアルマイト類がよい。また野良用として大型ヤカンは重宝である。

ミシンのある人は持つて行くこと。自転車は行く場所によつてタイヤのインチが日本のものと異り、修

繕に不自由するから必ずしも便利ではない。寝具類は全部そのまま持つて行くこと、かやも必要である。各人が腕時計を新調するなど愚かなことであつて一戸に一個の柱時計があればよい。家庭葉、その他のごまこました品物は神戸あるいは横浜で調達することがよい。

(四) 衣 料 品

現在の手持品を主として、追加調達するものはじょうぶなカーキ又はデニムの作業衣(上下)を少なくとも一人あて三着位は欲しい。とくにズボンは五着ぐらいあつてもよい。婦人もこの服装が農耕に便利である。男女共セビロ服や華美なワンピース等新調する必要はない。とくに婦人のハイヒール等は意味が無い。大体靴は現地の方が良くて安い。

(五) 教育及び娯楽用品

現に使用している児童の教科書や絵本参考書等は持参すべきであり又、農業や農産加工の参考書、語学関係書、家庭衛生書、修養書等も益する処が多い。携帯用碁、将棋又はカルタ類は楽しみ多いものである。

(六) 大 工 道 具

現在手持つたもので結構であり新調の場合は、金槌、釘拔、鉋、ノミ、鋸、鋸用ヤスリ、砥石(荒、仕上)曲尺、ペンチ、ドライバー、錐、釘、針金、蝶番、カスガイ等、又入口の扉及び窓の金具等も住宅新築の場合役に立つものである。

(七) 農具及び種苗類(二十頁植物検査の項参照注意)

これも手持品を主とすること。稲カリ鎌、伐採鋸は日本のものが良い。種子は陸稲、豆類、夏野菜類を主として生活を色彩づけるために丈夫な草花の種を数種持参するのも好ましい。

ㄨ 美術品及び禁制の品

絵画類は課税されるおそれがあるから掛軸等は、せいぜい二、三本に止めること。書の軸モノは差しかえない。ただしあまり数が多いと問題になるおそれもある。刀剣、鉄砲、火薬、麻薬の類は持参できぬから内地で処分すべきである。

(H) 食糧品

日本式食糧品である味噌、醬油の類は輸送中他に迷惑を及ぼすおそれがあるので容器、梱包にとくに注意し、小量を持参することは差しかえない。大豆は現在各方面で栽培されているから雑糧を若干携行し、現地到着後これを自製したらよいのである。椎茸、カンピョー、コンブ、ワカメ等の乾燥食糧品はあまり大量でない限り持参して差しかえない。児童の多い家庭は自製のアラレ類を持参するのも船内で小遣の節約になる。

(I) 神戸又は横浜での追加支度について

移住支度はできる限り手持品を活用することに努めることが原則であるが、家庭急救薬品類、地下足袋、運動靴や其他のこまごましたのはあつせん所に入所後、同所における支度品に関する講習を聞いた後に同地に於て調達する方が便利である。

語学に関する各種の書類等も右売店で取扱つて居る。

第二、携行荷物に就て

一 荷物の分類

(1) 船室へ持込む手廻り荷物

航海中の日常必要な手廻り品を入れた荷物であつて、たとえばポストバック、手提げ鞆、住民登録

用写真、風呂敷の類である。ブラジル奥地農園雇用移住者又はパラグアイ、ボリビア等は、大荷物が二三日から一週間ほど遅れて農園に到着する場合が多いので、食事に必要な最少限度の鍋、湯呑、包丁等を手廻品として持込むことを考慮して（ロ）の荷物と適当に按分する必要がある。

(四) 船舶へ積込む荷物

到着港まで出し入れを必要としない荷物で、たとえば家具、農具、寝具等の類である。

この荷物は上陸港で通関の際、内陸の汽車輸送が数日以上かかる奥地行の場合は、毛布等夜間必要な寝具類食品等は荷造りし直して、一部を（イ）の荷物に加えて客車に持込み、途中の宿泊並に到着後貨車積の大貨物が遅着した場合に備えることが望ましい。

二、携行荷物荷造及び通関要領

(イ) 梱包前の注意

本船船積前に旅客の携帶物件に対し税関及び植物検査官の検査が行なわれるので、自己の荷物に氏名、船名、行先及運統番号を記入して置くことと別葉に内容品の明細を記録して置くことが望ましい。

(ロ) 梱包の大きさ

郷里発送より目的地到着迄移動の回数が多いために重量物は、そのつど荷扱に無理を生じるので、一個の容積最大二十才、重量最高五〇kg以内が望ましい。

(ハ) 梱包材料の禁止品

北米、南米共日本製ワラは輸入禁止となつているので、梱包材料として絶対に使用しないこと。

(ニ) 梱包の形態

(1) 木箱の場合重量と比較して板の厚さ木材の選定が必要である。

- (2) 布団は布団袋に入れてゴザにて巻きロープにて結んだものが良い。中は防湿紙包とする。
- (3) 行李は防湿紙で中味を包み外側はロープでしばる。
- (4) 茶箱、リンゴ箱、アルミニウムトランクは船積卸作業上そのままでは外装が弱く適当でない。とくにリンゴ箱に書籍を詰めることは絶対にやめてほしい。外わくを付ける等強化策を講ずること。

(4) 特殊品の梱包

- (1) 自転車・リヤカー・機械類
木箱又は木枠にて梱包が必要で裸荷の船積みは不可能である。
- (2) ミシン
市中ミシン販売店にて行なう梱包は国内輸送梱包で船積卸の場合破損の恐れがある。たとえば上部テーブルの部分のみ木枠にて包んであるが脚部の点が簡單すぎて他の品物に接すると足が折れる可能性がある。したがって船舶輸送にたえ得る輸出梱包を必ずすること。
- (3) 味噌・醬油
樽の場合梱包の必要なくロープ掛でよい。味噌は樽を一杯にすると、はつこうして中味が出る恐れがあるので樽の上部を多少あかさすことが必要である。
- (4) 危险品
マツチ・火薬・その他危険品は航海中船室荷物として手元に保管し、船艙荷物の梱包の中に混合しないこと。
- (5) 植物の種子

該品はすべて植物検査官の検査を受けなければ持参できない。従来から毎船植物の種子を四・五個の木箱にて分散して取出すのに半日もかかった例が多いので必ず一括して梱包すること。

ㄨ 税関検査に伴う注意

移住者の携行品中工場設備の移転品、自動車、トラック、三輪自動車、オートバイ及商品と見なされることき物品は移住者の携帯品として認められず、正規の輸出許可書を取得の上、通関手続を行なう必要があるので、早目の準備が望ましい。

三 荷物の無貨輸送許容量及び超過運賃

(イ) 左記容量以内の荷物は上陸港迄の海上運送は無貨で輸送される。

(1) 自営開拓移住者(含公募による分益農)

十二才以上の者一人に付 六〇才

十二才未満の者一人に付 三〇才

三才未満の者一人に付 十五才

(2) その他の移住者(含單身)

十二才以上の者一人に付 四〇才

十二才未満の者一人に付 二〇才

三才未満の者一人に付 一〇才

一才とは一尺立方体の容積であつてたとえば石油箱は約二才、中型柳行李は約四才に当ることを考慮に入れ荷物の作製に当ることが必要である。

(ロ) 前記の容積を超えて持参する荷物については、四〇才あたり米ドル五十五ドル(一才四九五円)の

超過運賃を船会社に対して支払わねばならないのであるから、携行荷物についてはその品目並に荷造り等に十分注意し、かつ合理化を図ることが賢明である。尚荷物の重量に対する制限は無いが、なるべく一個の重量が五〇kg以内であることが望ましい。なお船室内持込の日常用品在中の手廻荷物については、前記制限重量より除外されているが、船内が狭いのであるから他人の迷惑にならぬ程度にしなればならない。

四 特殊荷物

(イ) 器械類

一般工業用器械類を持参する場合は、通産省の無為替輸出許可申請を行ない、別途に携行手続をせねばならぬから、左様な場合はあらかじめ準備し移住あつせん所へ入所前相談し、入所後は直ちに係員に申告して適切な処置を講じておくことが必要である。ただし日本側では左記品目数箇のものは計画移住者（呼寄移住者を除く）の携行用具と認められ、前記無為替輸出許可申請を必要としない。（受入国の許可は別問題）

- ◎各世帯に許可を要しないもの（五馬力程度）
 - 一、発動機又は電動機一、（五馬力程度）
 - 二、エンジンレーシカッター一、馬具（又は牛具）一式、噴霧器一、撒粉機一、畜力プラウ一、小型揚水機一、畜力ハロー二、カルチベーター二、唐箕一、人力または動力脱穀機一、とうもろこし脱粒機一、家畜手入具一式、ハンドトラクター一、水田除草機一、砕土機一、万石一、ワラ加工機（製繩機、ワラ打機、製ムシロ機）各一、養蜂機具、蚕用機具、製まぶし機、寒暖計、その他各一台

◎五世帯毎に一台程度許可を要しないもの（五馬力程度）

- 一、小型精米機、小型精粉機、製茶機、オート

三輪又は小型トラック、搾油機、織維皮むき機、発動機又は電動機（二〇〜二〇〇馬力程度）、揚水機

◎十世帯毎に一台は許可を要しないものトラックター（アラウ・ハローその他部品付）大型トラック、大型のみすり機、大型精米機、大型製粉機、製麵機、製茶機、発動機（三〇〜五〇馬力）ジーブ、らく農機械、肥料用機械（配合機、粉碎機）揚水機、でん粉製造機、搾油機

以上は日本税関による輸出検査であつて、単に為替管理法に基づく無為替輸出品を規制し、兼ねて持出禁制品を調べるだけのものであるから、たとえこの検査を通過し又は見逃がされたとしても、移住者の渡航するそれぞれの国の上陸港における当該国の税関検査は全然別個のものであつて、それぞれの国により輸入禁制品又は無税持込許容品の数量も、所持者の身分職業により相異し、その品物が移住者の生活に必要な携行品として認められるか否かは一つにその国の税関吏の認定によるのである。したがつて上陸の際、無申告、無許可又は、たとえ申告しても数量から商品とみなされて高率の関税を掛けられあるいは没収される場合もある。それ故直接その職業に必要でないと思われるオート三輪又は小型トラックその他大型機械類は上陸港での通関の難易関税の額等移住地により異なるから、あらかじめ各移住あつせん所に事前に問合せた上で携行するか、あつせん所入所後右につき相談した上で購入することが望ましい。又携行できる場合でもあらかじめ当該国の領事により荷物明細書の査証を必要とする場合がある。それ等の手続は各渡航地により取扱が異なつてるので一般的にはここで例示することは困難である。

(四) 托 送 品

現地にいる関係知人その他から依頼された品物は、絶対に断わることが賢明であつて、ことに高価な

裝飾品やあるいは商品と間違われる品物である場合は、多額な税金を課せられた上に全移住者の携行品を再検査されたりして他の人びとも迷惑を及ぼすことになる上、受入国の関税政策に反する行為とみなされ、將來の日本人受入に悪影響を及ぼす結果となる。

(イ) 苗 木 類

神戸又は横浜出帆に當つて、苗木類はもちろん種子球根類についても同様植物検査所の検査（渡航地により検査取扱異なる）及び消毒を受けなければならぬ。（消毒を受けた場合は上陸港の検査を簡易にするため、消毒済の証明書を携行することが賢明である）。又途中枯死するおそれもあるから、予め水ゴケ等も用意することが必要である。

第三、都里から神戸又は横浜出帆迄に要する経費概算及び船中着後雑費

郷里をたつてから出帆までにも可なりの金銭支出もあるのであるから、なるべく冗費をばぶき節約をむねとし努めて營農資金及び着後雑費に預託又は換金することが賢明である。

しかしながらどうしても必要な支出は左のとおりである。

一 郷里より神戸又は横浜までの汽車賃

二 携行荷物の荷造費及び運費

三 汽車旅行中の雑費

四 神戸又は横浜到着後の費用

(イ) 貨車便大貨物は神戸市湊川駅留神戸移住あつせん所気付何某、あるいは横浜市東横浜駅留横浜移住あつせん所気付何某とし、客車便小荷物は三宮駅留神戸移住あつせん所気付何某、あるいは桜木町駅留横浜移住あつせん所気付何某として発駅にて託送することが便利であつて、前記兩駅からあつせん

所までの運送搬入は、右あつせん所入所後、向所における荷物取扱人に依頼すれば、荷物一個に付三〇円にて引受けてくれる。(横浜入所者は配達付にした方が便利である)。

(ウ) 出帆に際し、あつせん所より乗船の船給迄の大荷物の運搬積込賃は左の標準による。

1 船給荷物取扱料金(一個に付)

	神戸	横浜
二才まで	五十円	六十円
四才まで	九十円	一〇〇円
六才まで	一四〇円	一五〇円
八才まで	一九〇円	二〇〇円
十才まで	二四〇円	二五〇円
十才以上一才毎に二十円(神戸横浜共)		

(注) 横浜は神戸に比しあつせん所より港までの距離が長いため神戸より十円増とする。

2 船室荷物取扱料金(一個に付) 神戸横浜共通

四才まで	五十円
六才まで	八十円
六才以上	一〇〇円

(ハ) あつせん所入所に当つては原則として一人一日に付(大人、小人を不問)米三合を要するが、止むを得ず持参しない場合は二五〇グラム一三円五銭の割で徴収する(副食費は国庫補助)

入所中の普通医療費は無料であるが、手術並に高費薬使用の場合は各自の負担となる永住を目的とす

る移住者の旅券下附料は一二〇円である。これは旅券申請の際地方海協に預納する。

旅券十五才以上の者に対しては一通とし、十五才未満の者は三人に限り実父母いずれにか併記して差しつかえない。したがつて十五才未満の者が六人いる場合は三人あて両親に併記すればよいこととなる。同未満の者が七人になるときは、長年の者が十五才以上の者に準じて単独旅券となる。なお、養子、継父母あるいは血縁を持たぬ満十五才未満の者も親子関係がないから単独申請せねばならない。旅券に要する写真は右に從つて撮映すればよい。査証用写真や入国後の住民登録用写真（パラグアイ國の場合子供も各人別々）も同時にとる。

ただしアルゼンチン國計畫移住者は満十才以上のものは単独旅券を必要とする。政府計畫移住者の場合、査証料は不要であるがブラジル國、アルゼンチン國の通過査証料は十、十一、十二頁記載のとおり有料である。（ただし、一時に多数短時間に査証を取る場合時間外査証料を請求されることがある）。

(一) 渡航貸付契約締結に際して印紙税法に基づく印紙代約（二〇〇円〜一、〇〇〇円二四頁参照）

(二) 移住者輸送援護共済積立金（一人五〇円の割、ただし一家族九人以上の場合は四〇〇円）

五 船中及び着後の雑費

第四の七に記載されている交換外貨は、外國船の場合は船中雑費としてであるが、日本船の場合は船内で日本金を使用し得ることもちろんである。

船中における小遣金は極力節約に努め煙草代を除き、一家族一〇ドル位に止めることが望ましい。煙草は日常費用のものを渡航日数に応じて、あらかじめ乗船前に購入することもよい。キザミ煙草は

船内には売っていないから、この愛用者は出帆前に準備が必要である。着後雑費として換金した米ドルは、船内においてはできるだけ節約し、到着後、現地の貨幣に換えること。パラグアイ国の場合、エノスアイレス—エンカルナシオン間の鉄道運賃及びボリビア国の場合、サントス—サンタクルス間鉄道運賃は貸付金に含まれるが、荷物の運賃や食費は含まれておらぬから、これらは、交換した外貨で用意する必要がある。(携行荷物一屯につき約一〇〇ドル)

第四、神戸又は横浜移住あつせん所及び所内行事

一 入 所

入所に際しては左の書類を提出する。

- (イ) 合格通知書(副)
一家族に付戸籍謄本 北伯 三通 南伯 二通 アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ド

ミニカ及びその他の諸国一通。

入所後直ちに嚴重なる健康診断を実施し、その結果、家族のうちに受入国側が入国を許可しないと認められるトラホーム患者又は身体障害者(小兒麻痺によるもの、手足及び指の切断しあるもの、並びに先天性又は後天性畸形等)があつた場合は、直ちに家族全員を退所せしめる。ブラジル国には養眼も渡航できない。以上の病氣は事前提出の健康診断に明記させておれば、初めから入所させない。

- (ウ) 渡航同意書 家長と同一戸籍にあらざる未成年者は、親権者あるいは後見人の渡航に同意する

旨の同意書を各一通携行する。これは、乗船の際、あるいは船中において、船会社が提示を求めたとき、提示せねばならない。

二 入所中の注意

あつせん所の規定を守り、これに違反せぬよう努めることが必要である。
又入所後不摂生により疾病にかかることとなれば、渡航も不可能となるのであるから、十分保健衛生に注意せねばならない。

三 教 養

入所中は毎日時間割に従い、専門の講師によつて現地事情、語学其他の講義が行なわれるから、努めてこれに出席することが肝要である。

四 予 防 注 射

上陸港の検疫に備えるため、コレラ、腸チブス、パラチブス等混合ワクチンの予防注射及び種痘が行なわれる。(郷里で実施済みの者は除く)

五 旅 券 査 証

旅券査証に際しては、神戸駐在外國総領事に面接した上、査証を受けることになる。

この場合、満十八才以上の者は総領事の面前でローマ字(ヘボン式)で自分の姓名を署名せねばならぬいから、あらかじめ十分な練習を積んでおく必要がある。その他の移住地の人も自分の署名は練習しておく事が望ましい。横浜の場合も大体同様である。

六 諸契約の締結と積立金

(4) 渡航費貸付契約

渡航費の貸付区分は次のとおりである。

区 分	日本とトルヒーリヨ	日本とベレン	日本とサントス	日本とリオグラ	日本とブエノスアイレス
十二才以上	九七、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇二、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	一〇五、〇〇〇
三才以上十二才未満	四八、五〇〇	五〇、〇〇〇	五一、〇〇〇	五二、〇〇〇	五二、五〇〇
一才以上三才未満	二四、二五〇	二五、〇〇〇	二五、五〇〇	二六、〇〇〇	二六、二五〇
一才未満	〇	〇	〇	〇	〇

区 分	ブエノスアイレス(エンカルナシオン)	サントス・サンタクルス
十二才以上	二、三七〇	二、八八〇円
十二才未満(一才未満を含む)	一、一八五	一、四四〇円

未成年者が単独で渡航する場合は第一の三査証用書類の項で述べたとおり、民法上の無能力者であるため次の書類を必要とする。印鑑証明、契約を結ぶことに対する親権者の同意書(様式は地方海外協会に問い合わせること)

右金額は計画、呼寄の別なく、全額貸し付けられ償還期間は二十年、はじめの十年は無利子でさえ置きあとの十年は年利三分六厘五毛の割で均等年賦償還によつて返済することになつてゐる。渡航費貸付けに対し日本の法令に基づいて締結する契約であり、印紙税法による規定の印紙を必要とする。

契 約 金 額

- 一〇万円以下 六〇円
- 五〇万円以下 二〇〇円
- 一〇〇万円以下 三〇〇円
- 五〇〇万円以下 一、〇〇〇円

(四) 移住者輸送援護共済積立金

日本海外協会連合会は移住者を目的圏へ無事に渡航させるために移住者より一名につき五〇円(ただし一家族四〇〇円を超えない)の拠金を求め、これに政府の補助金、関係機関の寄附金等とあわせ、特別会計に積立てて置くものとする。この積立金は移住者が輸送の途中(出発港から移住目的のため下船する港まで)不慮の災害疾病等の事故により医療費その他出費を要する際これを救済援護するために委員会の審査を経て支出される。したがつて船ごとの事故の有無により返金はされない。又健康保険等のごとく通常の疾病を全部保険するものではない。ぎえん金とおなじ気持で拠出してもらいたい。

七 資金の携行方法

船中及び着後雑費として必要なドル現金の購入、営農、生活資金等の当会預託及び出発後、追加送金として送金してもらう方法があり、家族、単身者の別なく上記合計額で五、〇〇〇ドル(約百八十万円)まで携行できる。

ドル現金の購入及び営農資金等の預託は、あつせん所入所中行われ、預託を受けた金額については、当会より預り証を発行の上、目的地到着後その國の貨幣で受取れるようになってゐる。

ただし、募集要領に定められている「規定の営農資金等」については郷里出発前に各海外協会を経由して、あらかじめ、当会に預託しておかねばならない。(この預り金については利息はつかない。又、入所前の預託金に対する本人宛預り証は、あつせん所入所の際、当会係員より手交する)。(INIC 抜移住者の携行一二万円相当額については、七・一取極により処理されることになるから、辻小太郎又は松原安太郎と移植民院との取極につき現地到着の上説明を受けること、然し前記金額以上預託し

た場合、その超過分は直に受け取れる。前記の追加送金をしようとするとき、移住者の出身県の地方海外協会を経て、海協連本部へ申請すること。

八 税関検査

携行荷物の検査は税関吏があつせん所に出張して行なわれる。検査に先だつて各家族の責任者は、あつせん所に配布されてある所定の用紙に必要事項を記入し、必ず提出せねばならない。

九 退所及び乗船

以上の行事を無事終了した後、移住あつせん所長の指定する日時に全員退所し、出入国管理庁係官の出国検査を受けた上で乗船し出帆することとなる。

第五、移住者送、出関係機関の所在地

移住者送出事務を直接取扱つている機関の所在地は左のとおりである。

一 神戸移住あつせん所

(所在地) 神戸市生田区山本通三丁目二二番地

(電話) 神戸葺合(22)〇三四一・〇三四二・七六五九・五三〇〇番 海協連神戸支部(22)二〇九〇

(道順) 国電元町駅下車、東寄り道路を北に向い市電路横断徒歩十分。三ノ宮駅下車の場合市バス七番

(平野経由新開地行) 乗車北野町三丁目下車徒歩二分。神戸駅下車の場合市電にて中山手通三

丁目下車、西側の道路を山手に向い徒歩五分。

二 横浜移住あつせん所

(所在地) 横浜市磯子区中根岸町三丁目二八五番地の地先

(電話) 横浜 (64) 5141・5142・5143・5744 海協連事務所 (64) 5145

(道順) 国電桜木町駅下車 バス(2)にて中根岸三丁目下車、電車(4)吉野町三丁目廻り八幡橋、(6)県庁前
廻り陸橋八幡橋、徒歩五分

三 日本海外協会連合会

(所在地) 東京都港区田村町一丁目八番地 日本酒造会館四階

(電話) 東京 (501) 代表六四九一

(道順) 国電新橋駅又は地下鉄虎の門駅下車 NHK裏

合格、乗船名決定後、手続中に突然病氣、財産整理等を理由に渡航中止、又は乗船延期を申出る人があるが、これは送出国係の諸機関及び他の移住者に対し多大の迷惑を掛けることはもちろん、限られた南米航路の船席をむだにし、日本政府の年間送出国に重大な錯誤を生ぜしめ、かつ渡航受入国側に対しても不信の念をいだかす結果になるから極力避けること。万一やむを得ない事情のため延期の場合でも旅券の有効期間は六カ月であるから、合格通知を入手した以上旅券の申請はすみやかに完了して置き、かつ査証関係必要書類も遅滞なく提出し次船を待つべきである。

